

藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和31年9月 September 1956

目次

イタニグサとカバノリについて.....	近江彦男 黒田久仁	37
スギモクの幼胚におけるリポイドの分布.....	中沢信午	42
緑藻 <i>Cloniophora plumosa</i> トゲナシツルギの生態について...	深瀬 歙	45
ヒトデの毒素によるスギモク卵の差次崩壊.....	中沢信午	52
青海苔とその養殖に就いて	瀬木紀男	55
I. 青海苔類の種類・性状と生活史.....	後藤和四郎	55
日本海北部から報告された褐藻の一新属.....	時田 郁	60
Agar の語源について.....	佐藤正己	62
北米合衆国化石藻類学界の近況.....	小西健二	63
ヘンメリング博士の玉野岡大臨海実験所来訪報告.....	猪野俊平	65
ベルゲーゼン博士の訃.....	山田幸男	67
新著紹介 海藻図鑑二題.....	須藤俊造	68
学会録事.....		69

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会会則

(総 則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大会の開催(年1回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会 員)

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員(藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承諾するもの)
2. 名誉会員(藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)
3. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)

第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名) 職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 一 名 (任期は2ケ年とする)

幹 事 若干名 (任期は2ケ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

(刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。